

住宅ローン 保証委託約定（八十二信用保証株式会社）新旧対比表

（下線部：改定箇所）

改 定 前	改 定 後
<p>第5条【求償権の事前行使】</p> <p>1. 委託者が次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証会社から委託者および連帯保証人に対する通知催告等がなくても当然に保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに異議なく債務全額を返済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 住所変更の<u>届け出を怠るなど</u>、委託者の責めに帰すべき事由によって<u>(追加) 銀行および保証会社に委託者の所在が不明となったとき</u>。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第5条【求償権の事前行使】</p> <p>1. 委託者が次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証会社から委託者および連帯保証人に対する通知催告等がなくても当然に保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに異議なく債務全額を返済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 住所変更の<u>届出を怠るなど</u> <u>(削除) 委託者の責めに帰すべき事由によって、銀行および保証会社に委託者の所在が不明となり、銀行および保証会社が督促できないことが判明したとき</u>。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第10条【保証料・手数料】</p> <p>1. 委託者はこの保証にともなう保証会社所定の保証料を、借入時に銀行を通じて一括して支払う方法または銀行に対して支払う金利の中から銀行を通じて支払う方法のいずれかにより支払うものとし、その計算方法は保証会社の定めによるものとします。</p> <p>2. 委託者はこの保証にともなう保証会社所定の手数料を支払います。</p> <p>3. 借入時に銀行を通じて一括して支払う方法で保証料を支払っている委託者が、借入金債務について一部もしくは全額の繰り上げ返済、保証期間の短縮のいずれかの条件変更をしたときは、保証会社は保証会社所定の計算方法により戻保証料を計算し、保証会社所定の手数料を差し引きのうえ支払うものとします。なお、戻保証料が手数料に満たない場合には返戻金はありません。ただし、第3条による保証債務の履行が行われた場合は、戻保証料は返還されません。</p> <p>また、保証にともなう手数料については返還の請求をしないものとします。</p>	<p>第10条【保証料・手数料】</p> <p>1. 委託者はこの保証にともなう保証会社の定める保証料を、借入時に銀行を通じて一括して支払う方法または銀行に対して支払う金利の中から銀行を通じて支払う方法のいずれかにより支払うものとし、その計算方法は保証会社の定めによるものとします。</p> <p>2. 委託者はこの保証にともなう保証会社の定める手数料を支払います。</p> <p>3. 借入時に銀行を通じて一括して支払う方法で保証料を支払っている委託者が、借入金債務について一部もしくは全額の繰り上げ返済、保証期間の短縮のいずれかの条件変更をしたときは、保証会社は別途計算により戻保証料を計算し、保証会社の定める手数料を差し引きのうえ支払うものとします。なお、戻保証料が手数料に満たない場合には返戻金はありません。ただし、第3条による保証債務の履行が行われた場合は、戻保証料は返還されません。</p> <p>また、保証にともなう手数料については返還の請求をしないものとします。</p>

改 定 前	改 定 後
<p data-bbox="150 219 750 253"><u>第 15 条【信用情報機関への登録と利用の同意】</u></p> <p data-bbox="205 271 762 808"><u>委託者および連帯保証人は、この契約に関する客観的な取引事実にもとづく信用情報が、保証会社の加盟する個人信用情報機関に5年を超えない期間登録されること、ならびに当該機関と提携する信用情報機関に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、申込者および連帯保証人の支払い能力に関する調査のため、当該機関の加盟会員または当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって利用されることに同意するものとしします。</u></p> <p data-bbox="165 875 248 909"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="150 1178 437 1211"><u>第 16 条【約定の変更】</u></p> <p data-bbox="205 1229 762 1514"><u>委託者および連帯保証人は、保証会社がこの契約内容を社会通念上許容される合理的範囲内で変更し、その変更内容を保証会社のホームページ等にて掲示した場合、その変更日以降、変更後の内容が適用されることにあらかじめ同意するものとしします。</u></p>	<p data-bbox="807 219 890 253"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="791 875 1050 909"><u>第 15 条【合意管轄】</u></p> <p data-bbox="852 927 1417 1111"><u>本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、保証会社本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとしします。</u></p> <p data-bbox="791 1178 1078 1211"><u>第 16 条【約定の変更】</u></p> <ol data-bbox="791 1229 1430 1666" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="791 1229 1430 1413"><u>1. 保証会社は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定を変更する必要があるときには、民法第 548 条の 4 の規定にもとづいて、変更できるものとしします。</u> <li data-bbox="791 1431 1430 1666"><u>2. 保証会社は、第 1 項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期を、銀行または保証会社のホームページへの掲示その他の方法により周知するものとしします。</u>